

審査項目別運用表

審査項目	細別	[対象]	[該当]	「評価対象項目」	(一般監督職員)
1. 施工体制	I. 施工体制一般			標識類や施工体系図、作業主任者一覧等が現場等の見やすい場所に掲げられ、変更の都度更新されている。 施工計画書を、工事着手前に提出している。 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 社内の品質証明者が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る社内体制が有効に機能している。 元請が下請の作業成果を検査している。 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 その他 理由: _____	
	II. 配置技術者(現場代理人等)			【全体を評価する項目】 現場代理人が現場に常駐しており、監理(主任)技術者が専任配置されている。 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 現場代理人が、工事全体を把握している。 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 その他 理由: _____ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	%
2. 施工状況	I. 施工管理			段階確認や施工状況立会いの申請を適切な時期に行っている。 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものである。 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 その他 理由: _____ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	%
	II. 工程管理			地元調整や現場条件変更への対応を積極的に行い、その結果をその都度書類で報告している。 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 休日の確保を行っている。 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 その他 理由: _____ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	%
2. 施工状況	III. 安全対策			各種安全バトロールが実施され、指摘・是正事項について関係者に是正報告した記録が整備されている。 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 過積載防止に取り組んでいる。 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。	%

			<p>地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 その他 理由: _____</p> <p>安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		%	
IV. 対外関係			<p>地元や関係者を対象とした工事説明会や現場見学会を開催し、その記録が整備されている。 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 その他 理由: _____</p> <p>対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		%	
考査項目	細別	[対象] [該当]	「評価対象項目」 (一般監督職員)
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、 _____ 測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 _____ 測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 _____ 測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>
		%	
	II. 品質		<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、 _____ 測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 _____ 測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 _____ 測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>
		%	
考査項目	細別	[対象] [該当]	「評価対象項目」 (一般監督員)
5. 創意工夫	I. 創意工夫		<p>【施工】</p> <p>施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 照明などの視界の確保に関する工夫。 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 施工管理ソフト、土量管理システム、電子マニフェスト等の活用に関する工夫。 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 特殊な工法や材料を用いた工事。 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</p> <p>【新技術活用】</p> <p>NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は 発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果 発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 ※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。</p> <p>【品質】</p> <p>土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫。 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 配筋、溶接作業等に関する工夫。</p> <p>【安全衛生】</p> <p>建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p>

安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
厳しい作業環境の改善に関する工夫。
環境保全に関する工夫。

【その他】

その他

理由:

その他

理由:

その他

理由:

その他

理由:

その他

理由:

その他

理由:

その他

理由:

記述評価

評点:

点

【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載